

「Edogawa Beer Project 推進パートナー」事業者選定公募型プロポーザル質問及び回答

No.	資料	項目	質問	回答
1	実施要領	1	区として一般就労に関する具体的な数値目標（例：賃金水準、雇用人数）は設定されていますか。	賃金水準について、東京都の最低賃金を想定しております。雇用人数については、上記の最低賃金を支払いながら雇用できる最大限の人数を想定しています。
2	実施要領	1	工賃引き上げについて、区として具体的な数値目標（例：国・東京都の平均以上など）は設定されていますか。	本事業は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用を想定しておりませんので、本事業で工賃の目標値は設定していません。
3	実施要領	2	一般就労の推進について、東京都のソーシャルファーム認証制度を活用することは可能でしょうか。	活用を妨げるものではありません。
4	実施要領	2	区の地域特性や特産品（小松菜など）を生かした商品開発は必要とされますでしょうか。	必須ではありません。
5	実施要領	3（1）	商品の販路は、区内限定でしょうか。区以外への販路（卸売り、通信販売などを含む）展開に制限はありますか。	現時点で制限は設けておりませんが、詳細は区とパートナー事業者との協議になります。
6	実施要領	3（1） ア-①	区有地を事業者が使用する場合、地代（使用料）の有無および具体的な水準についてご教示ください。 また、当該区有地の使用許可期間（賃借契約期間）は、本事業の終了時までと考えてよろしいでしょうか。契約終了後、更地返還等の条件が付加される可能性があれば併せてお示しください。	地代（使用料）について、基本的には無償貸与ではなく、原則として区の公有財産の基準に基づき設定する予定です。具体的な水準については、事業計画に基づく事業の内容や規模に応じて算定する予定です。使用許可期間（賃借契約期間）について、本事業の終了時までの使用を考えておりますが、具体的な契約内容や期間については、事業の進捗状況や内容に応じて検討します。契約終了後の更地返還等の条件についても、協定の際に詳細を明示する予定です。

No.	資料	項目	質問	回答
7	実施要領	3 (1) ア-③	商品の販路として、区の施設（売店、食堂等）の活用は可能でしょうか。	区の施設（売店、食堂等）の活用についてですが、基本的には協定を結んだパートナー事業者と区で協力しながら販路の開拓及び選定を行っていく予定です。具体的には、事業内容や貢献度などを考慮し、区の施設の活用が可能かどうかを検討いたします。その際、必要に応じて区の利用規約や手続きを遵守していただくこととなります。
8	実施要領	3 (1) ア-④	区内の観光施設等への販路について、区として販路開拓の支援をいただけますでしょうか。	観光施設等への販路開拓について、可能な限り支援を行っていく考えです。具体的な支援内容としては、販路開拓のための情報提供や、事業者との連携を図るためのネットワーキングイベントの開催などを予定しています。ただし、支援の具体的な内容や方法については、事業の進捗状況や内容に応じて調整させていただきます。
9	実施要領	3 (1) イ-①、④	<p>本事業においては、醸造業務という専門性が求められる業務内容と、就労困難者それぞれの状況に応じた支援体制の両立が必要になると考えます。</p> <p>区内の就労支援施設に通所する障がい者の現状を考慮すると、直接的な一般就労に移行する前段階として、専門的技術の指導や就労訓練を行う場が求められると思われま</p> <p>つきましては、区内の就労支援施設や支援機関から紹介を受けた就労困難者を対象に、醸造所内に就労継続支援 B 型や就労移行支援等の就労支援施設を併設し、一般就労に向けた専門的な訓練・指導を行う提案は可能でしょうか。</p> <p>具体的には、精神・知的障がい等の支援資格を有する職業指導員や生活支援員と、醸造の専門スタッフが同一空間で勤務し、支援と技術の両面から就労困難者をサポートする体制を想定しております。</p>	本事業は就労者が障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用しないことを前提にしている為、質問内にある施設の併設は想定しておりません。

No.	資料	項目	質問	回答
10	実施要領	3 (1) イ-②	<p>事業実施予定地について</p> <p>①駅や公共交通機関の発着施設至近なののでしょうか？ (アルコール飲料を主製品と考えており、それにより売り方が変わる為)</p> <p>②現在、敷地には建物が無い「更地の状態」で良いか</p>	<p>候補地は現在検討中のため、現時点での事業実施予定地については詳細の説明はできません。</p> <p>更地の状態かについても、現在のところ、具体的なお答えはできませんが、事業計画に必要なスペースや条件については適切に検討させていただく予定です。</p>
11	実施要領	3 (1) イ-②	<p>実施要領に「ビール工場」と「お菓子工場」と記載があるが</p> <p>①一つの建物に区画で分けて2つの工場をつくるのか？</p> <p>②別々の建屋を設置してそれぞれビール工場、お菓子工場とするのか？</p> <p>*江戸川区建築指導課で確認したところ、第一種住居地域において醸造所等を設置する場合、「作業場の床面積:50㎡以内にする事、原動機の出力:0.75kW 以下にする事」と伺ったが、今回のプロジェクトでもこの前提で考えてよろしいでしょうか？</p> <p>(その場合それぞれの工場において、作業場の床面積:50㎡以内にする事、原動機の出力:0.75kW 以下にすれば、設置可能と考えてよいのでしょうか?)</p>	<p>①、②はプロポーザル参加事業者にご提案いただく内容になります。</p> <p>設置にあたっては建築基準法の基準に沿って設計・施工することが前提となります。</p>

No.	資料	項目	質問	回答
12	実施要領	3 (1) イ-②	<p>対象施設は第一種住居専用地域に位置しており、酒類製造（ビール醸造）に伴う用途変更、騒音、臭気などに関して行政上・法令上の制限が生じると考えられます。区として、これらについて事前に確認している事項や対応方針がございましたらお示しください。</p> <p>また、第一種住居専用地域では、建築基準法上 50 m²を超える規模の工場を設置できない用途制限がありますが、例えば福祉施設等の別用途として建築可能とするなど、区として具体的な用途設定や方策をすでに想定している場合には、その内容についてご教示ください。</p>	<p>対応方針について、現在お示しできるものではありません。</p> <p>用途設定や方策について、具体的な場所のお示しができないため、お答えできません。しかしながら、設計・施工にあたっては、建築基準法に沿った用途制限の範囲で実施していただくことになります。</p>
13	実施要領	3 (1) イ-②	<p>本事業において、ビールや発泡酒の製造が明記されていますが、事業計画の中でビール類以外（例えば蒸留酒、リキュールなど）の酒類を製造することは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合に特別な条件や制限があれば併せてご教示ください。</p>	<p>ご提案いただく内容であり、実施を妨げるものではありません。</p>
14	実施要領	3 (1) イ-②	<p>本事業の製造工場には、タッブルームや飲食店等を併設して一般客を誘致することも想定されるかと思えます。このような施設の併設は、一般就労機会の拡大や工賃向上などのプラス効果がある一方で、インバウンドを含む観光客が訪れることにより、騒音・交通量増加など近隣住民への配慮が必要となる可能性があります。</p> <p>こうした点について、区として現時点での考え方や方針、また特に配慮すべき事項があれば具体的にご教示ください。</p>	<p>工場設置にあたっての配慮事項については、パートナー事業者選定後、関係者や地域住民と協議し決定していきます。</p>

No.	資料	項目	質問	回答
15	実施要領	3 (1) イー④	就労困難者を一般就労前の段階で訓練として支援機関から受け入れる場合、管理監督や指導訓練は、所属する支援施設が施設外就労として管理する形式と醸造所側で直接指導を行う形式のどちらを想定していますか。	当該事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの就労支援事業ではなく、一般就労を前提に最低賃金を保証した雇用を目指しております。訓練に関しては、醸造所側で直接指導を行う形式を想定しております。これにより、就労困難者が実際の業務に密接に関与し、職場内での実習環境を通じてスキルを身につけることができると考えています。
16	実施要領	3 (1) イー⑥	東京藝大との連携により、オリジナルのビール等や菓子等の開発を行う。との記載があるが、東京藝大は食品やビールの商品開発能力を有していると理解してよいか。有していない場合、東京藝大のかかわり方を具体的に教えてほしい。	東京藝大には、ビールや発泡酒（以下「ビール等」という。）のブランディングのため、商品ストーリーの作成や、デザイン、広告作成等の取り組みを行ってもらうことを想定しています。
17	実施要領	3 (1) イー⑥	国内外の友好都市との連携（特産品の活用など）による商品開発について、何らかの制限はありますでしょうか。	現状、制限は考えていませんが、友好都市等との連携については、パートナー事業者選定後にご提案ください。
18	実施要領	3 (1) イー⑥	東京藝術大学との共同開発商品の著作権は区に帰属すると明記されていますが、東京藝術大学が関与しない独自開発商品の著作権については、パートナー事業者に帰属すると理解してよろしいでしょうか。また、そもそも事業者が独自の商品企画を行う際に制限をかけるなどの想定はありますか？	本事業に係る知的財産権については原則、区に帰属しますが、事業者からの申し出に対して、都度両者で協議を行うことを妨げるものではありません。
19	実施要領	3 (2)	ビール醸造に伴い発生する水、麦芽、ホップ等の副産物について、公的施設として特別なりサイクル基準や目標がありますか。通常の産業廃棄物処理で問題ないでしょうか。	現在、目標設定はしていませんが、環境に配慮した対応をパートナー事業者と協議していくことを予定しています。
20	実施要領	3 (2) ⑤	商品開発において、区のシンボルマークを使用することは可能でしょうか。	可能な場合もありますが、使用を希望する場合には、その都度、区と協議する必要があります。
21	実施要領	3 (2) ⑤	商品開発にあたり、東京藝術大学との契約事項以外に、区として特に要望される事項はありますか。	ご質問の内容は、プロポーザルに参加される事業者の提案事項と考えています。

No.	資料	項目	質問	回答
22	実施要領	3 (2) ⑤	商品開発において、区の魅力向上に資する具体的なポイントがあればご教示ください。	ご質問の内容は、プロポーザルに参加される事業者の提案事項と考えています。
23	実施要領	3 (2) ⑥	販売価格について「区と協議のうえ決定する」とありますが、この協議対象となる商品は東京藝術大学との共同開発商品のみでしょうか。それ以外の独自開発商品の価格設定についても、協議が必要でしょうか。また、原材料高騰などによる販売価格の改定時も、同様に協議が必要になりますでしょうか。	価格設定は本事業の目的を実現するための要素になりますので、原則、区と協議が必要です。
24	実施要領	3 (2) ⑩	複数の事業者が共同提案する場合、代表事業者1社が主管となり提出する形式と、共同出資により新設法人を設立し新設会社で応募する形式とでは、どちらが望ましいでしょうか。	いずれも可能です。
25	実施要領	4 (2)	東京藝術大学が提案するブランディングについて、具体的な内容や方針をお教えてください。	アートの力を活用して社会課題の解決に取り組む自由な発想によって、商品価値を高めるとともに、このプロジェクトを通じて障害者や就労困難者に対する理解を深めることを目的としています。具体的には、商品の価値を伝えるストーリーの作成や、デザイン、広告作成です。
26	実施要領	4、5	本プロポーザルにおいて選定されたパートナー事業者が、区と締結する契約形態について教えてください。 公募要領には、「パートナー事業者と細部協議のうえ協定又は契約を締結する」とありますが、例えば業務委託契約など現時点で区として想定されている契約の種類や形式がありましたら参考としてお示しください。	原則は区と事業者による協定の締結を想定しています。 提案内容によっては業務委託契約を結ぶ場合があります。

No.	資料	項目	質問	回答
27	実施要領	5	本事業に関して「区民からの寄付金を活用する」という趣旨の記載をプレスリリース等で拝見しましたが、これは区が保有する既存の基金等を活用することを指しているのでしょうか。それとも、新たに区がクラウドファンディングなどを実施し、資金を募ることを想定しているのでしょうか。具体的な活用方法や計画についてご教示ください。	区がすでに受けている寄附金の活用を想定しております。
28	実施要領	5（1）～（3）	初期設備導入費、設計・建築費、広告・販促費、人件費等について、区が想定または斡旋する公的補助制度や支援メニューの活用は可能でしょうか。具体的な補助制度名があれば併せてご教示ください。	区が公的補助制度を斡旋することは想定しておりません。
29	実施要領	5（1）～（3）	事業者が区の想定以外の公的補助制度を自主的に活用することは可能でしょうか。	本事業の実施に当たっては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用等は想定していません。その上で、目的に沿った公的補助事業に限り、区と協議のうえ活用することは可能です。
30	実施要領	5（1）～（3）	公募要領に「事業の実施において区が必要と認めた費用について補助金等を負担する」とありますが、具体的にはどのような内容や予算規模を想定されていますでしょうか？	原則はパートナー事業者による独立採算制型を想定しています。区による補助金等の負担についての具体的な内容は、事業者の提案に応じて協議となります。
31	実施要領	5（3）	本事業が計画通りに進行しなかった場合や、予定していた成果を達成できなかった場合に、区から事業者に対して何らかのペナルティ（補助金返還請求、違約金、契約解除等）が課される可能性はありますか？	事業が計画通りに進まなかった場合、区から事業者に対してペナルティ（補助金返還、違約金、契約解除など）が課される可能性があります。具体的な内容は、パートナー事業者と協定を締結する際の契約書に双方合意のうえで明記いたします。
32	実施要領	6	パートナー事業者として施策提案を行う際、その提案が採択されるか否かに関わらず、提案活動そのものに関しては無償であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	項目	質問	回答
33	実施要領	6	パートナー事業者が区に提出する施策提案について、その著作権や知的財産権はすべて江戸川区に無償譲渡されるという理解でよろしいでしょうか。提案が採択されなかった場合も同様でしょうか。	パートナー事業者が提出する施策提案に関する著作権や知的財産権は、提案が採択された場合に限り、江戸川区に無償譲渡されることになります。提案が採択されなかった場合、権利は事業者に留まります。ただし、本事業で開発した商品の特許などの権利は全て区に帰属します。
34	実施要領	6	パートナー事業者から提案した施策が実施される場合、その実施に際しては再度プロポーザル等を行い、改めて実施事業者を決定する仕組みとなりますか。具体的な選定方法についてお示しください。	再度のプロポーザル実施は想定しておりません。
35	実施要領	9	プロポーザルで採択された後、事業者による設計・施工を経て、実際に醸造所が開業するまでの具体的なスケジュール（各段階の想定期間や開業予定時期）を教えてください。	醸造所は令和8年度中の竣工を想定しておりますが、詳細なスケジュールはパートナー事業者選定後、協議のうえ決定いたします。
36	実施要領	11（1）	「11 応募の手続き（1）提出書類」において、③～⑧とあるが、今回複数法人による「合同」でのプロジェクトで実施しようと考えていますが、この場合、合同するすべての法人分必要でしょうか？ また、設立間もない法人も含まれており決算や納税に関する書類提出ができない場合はどのようにすればよいでしょうか？	参加法人分のご用意をお願いいたします。 用意できない場合は理由を記してください。
37	実施要領	13	「（5）審査基準」における「事務対応体制」とは、運営上における経理、人事、総務的な手続きを行う体制が整っているかを評価するものという理解でいいでしょうか？	お見込みのとおりです。
38	実施要領	13（1）、 （5）	共同提案の場合、構成する各事業者の実績や財務状況についても審査・評価の対象となりますか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	項目	質問	回答
39	実施要領	11 (1)	4社での共同提案を予定していますが、④法人登記事項証明書の写しおよび、⑤法人印鑑証明書の写し、⑥定款、規約その他（個人情報保護に関する記載文書）これらに類する書類、⑦決算書類（直近3年分）、⑧納税証明書の写しは事業主体となる1社分です。よろしいでしょうか。	参加法人分のご用意をお願いいたします。 用意できない場合は理由を記してください。
40	実施要領	13 (3)	プレゼンテーションは、プロジェクター及びスクリーンをお借りし、マイクロソフトパワーポイントを使用する予定です。 パワーポイントのサイズは標準サイズ（4：3）かワイドサイズ（16：9）のどちらかの指定はございますか。	標準サイズ（4：3）を指定させていただきます。
41	作成要項	1 (1)	②これまでの事業実績に記載する内容と④～⑥の過去の事業実績にそれぞれ記載する内容は、重複する要素がありますが、求める考え方などはございますか。	重複する場合は、重複箇所を整理したうえでご提案いただくことを妨げません。
42		2 (4)	当日は3名で伺いますが、1つの提案書に対し、3名それぞれが担当するページを交代でご説明しても差し支えないでしょうか。	役割ごとに説明者が変わることは問題ありません。